

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関の選定について

群馬県健康福祉部

健康長寿社会づくり推進課

次期保健医療計画では、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を各圏域毎に位置づける必要がある。

群馬県保健医療計画会議在宅医療推進部会において「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の選定方法を検討し、各郡市医師会へ医療機関の推薦を依頼した。

藤岡圏域において推薦を受けた医療機関の一覧は別紙のとおり。

各医療機関に次期保健医療計画への掲載について当課から確認の上、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けたい。

なお、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」については、現保健医療計画に市町村（地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター）及び郡市医師会等が連携拠点の例として挙げられており、次期保健医療計画においても同様とする。

# 在宅医療の圏域に求められる事項について

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ  
令和4年9月28日 資料

- 現行の指針において、都道府県は、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの機能を示し、圏域を設定することとしている。
- また、「在宅医療の体制構築に係る指針」において、上記4つの機能の確保に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について「医療計画に位置付けることが望ましい。」と記載している。
- 圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであるため、在宅医療の圏域においては、在支診・在支病等の「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」の役割や、地域の医療資源により、複数の医療機関が連携や、医療及び介護・福祉との連携を構築する観点から、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割も踏まえ、設定することが求められる。

・次期保健医療計画から記載必須  
・二次医療圏に少なくとも1つ設定



「医療・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和2年4月13日一部改正））より一部抜粋。 17

令和4年度診療報酬改定 I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-①

## 在支診・在支病の施設基準（参考）

	機能強化型在支診・在支病				在支診在支病 支援診3 支援病3	(参考)在宅療養 後方支援病院
	単独型 支援診1、支援病1		連携型 支援診2、支援病2			
	診療所	病院	診療所	病院		
全ての在支診・在支病の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 24時間の往診体制 ③ 24時間の訪問看護体制 ④ 緊急時の入院体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している ⑦ 適切な意思決定支援に係る指針を作成していること					
全ての在支病の基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別であること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関にあっては280床未満					○ 許可病床数200床以上 ○ 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保 ○ 連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診療が24時間可能な体制を確保(病床の確保を含む) ※ やむを得ず当該病院に入院させることができなかった場合は、対応可能な病院を探し紹介すること ○ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望患者の一覧表を作成
機能強化型在支診・在支病の基準	⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上		⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 連携内で3人以上			
	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 10件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 連携内で10件以上 各医療機関で4件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上各医療機関で4件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている		
	⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか4件以上	⑨ 過去1年間の看取りの実績 連携内で4件以上 かつ、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか2件以上				
	⑩ 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において在宅療養支援診療所以外の診療所等と連携することや、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい					

\*: 青色は令和4年度診療報酬改定における変更点

(別 紙)

	推薦医療機関名称	所在市町村	備考
1	※ 医療機関一覧を掲載		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

(参 考)

	県計	前橋	渋川	伊勢崎	高崎・安中	藤岡	富岡	吾妻	沼田	桐生	太田・館林
在宅療養支援診療所数	260	81	18	21	62	12	13	1	4	20	28
在宅療養支援病院数	34	4	1	1	13	2	2	4	4	0	3
積極的役割を担う医療機関数											
積極的役割を担う拠点（郡市医師会等）	13	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2

(別 紙)

	推薦医療機関名称	所在市町村	備考
1	篠塚病院	藤岡市	在宅療養支援病院
2	光病院	藤岡市	在宅療養支援病院

(参 考)

	県計	前橋	渋川	伊勢崎	高崎・安中	藤岡	富岡	吾妻	沼田	桐生	太田・館林
在宅療養支援診療所数	260	81	18	21	62	12	13	1	4	20	28
在宅療養支援病院数	34	4	1	1	13	2	2	4	4	0	3
積極的役割を担う医療機関数	39	検討中	5	9	9	2	検討中	1	8	5	検討中
積極的役割を担う拠点（都市医師会等）	13	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2

## 【基準4：在宅医療に必要な連携を担う拠点】

## ① 市町村（地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター）

## ② 都市医師会等

(2023年11月現在)

No.	保健医療圏	市町村	拠点名
1	前橋	前橋市	公益社団法人前橋市医師会（おうちで療養相談センターまえばし）
2	渋川	渋川市	一般社団法人渋川地区医師会（渋川地区在宅医療介護連携支援センター）
3	伊勢崎	伊勢崎市	一般社団法人伊勢崎佐波医師会（在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら）
4	高崎・安中	高崎市	高崎健康福祉大学（高崎市医療介護連携相談センター南大類）
5	高崎・安中	高崎市	一般社団法人高崎市医師会（高崎市医療介護連携相談センターたかまつ）
6	高崎・安中	安中市	一般社団法人安中市医師会（医療介護連携室あんなか）
7	藤岡	藤岡市	一般社団法人藤岡多野医師会（藤岡多野医師会医療介護連携センターふじおか）
8	富岡	富岡市	一般社団法人富岡市甘楽郡医師会（かぶら在宅療養ネットワークセンター）
9	吾妻	中之条町	一般社団法人吾妻郡医師会
10	沼田	沼田市	一般社団法人沼田利根医師会（ぬまたとね医療・介護連携相談室）
11	桐生	桐生市	一般社団法人桐生市医師会（在宅医療介護連携センターきりゅう）
12	太田・館林	太田市	一般社団法人太田市医師会（太田市在宅医療介護連携センター）
13	太田・館林	館林市	一般社団法人館林市邑楽郡医師会（在宅医療介護連携相談センターたておう）